

(別表)

審査事項	審査基準
1. 外部形態等に関する こと。	(1) 外壁・屋根・外観等の意匠等は、善良な風俗を害するような、著しく奇異なものであっては、ならないこと。 (2) 外壁・屋根・外観等の意匠等は、周囲の環境に調和する構造設備でなければならないこと。 (3) 駐車施設の出入口に外部から見通しをさえぎるための設備があってはならないこと。 (4) 駐車施設から帳場又はフロントを経由しないで直接客室へ通じることのできる構造であってはならないこと。
2. 内部形態等に関する こと。	(1) 玄関は、外部からの見通しをさえぎるようなしゃへい物等があってはならないこと。 (2) 玄関は、営業時間中、客その他の関係者（以下「客等」という。）が自由に出入りできなければならないこと。 (3) 帳場又はフロントは、必ず客等が通過する場所に設けなければならないこと。 (4) 帳場又はフロントは、開放的に客等と応接できる構造でなければならないこと。 (5) 客等が自由に利用できるロビー又は応接室若しくは談話室を玄関に近接して設けなければならないこと。 (6) 食堂、レストラン又は喫茶室及びそれに付随する調理室・配膳室等を設けなければならないこと。 (7) 会議、宴会、催物等に使用することのできる会議室等を設けなければならないこと。 (8) 内部の構造設備は、人の性的好奇心をそそるおそれがあるなど一般旅館に比して必要以上に特殊であってはならないこと。
3. ネオン、看板等広告物（以下「広告物等」という。）に関する こと。	(1) 広告物等の意匠等は、善良な風俗を害するような著しく奇異なものであってはならないこと。 (2) 広告物等は周囲の環境に調和するものでなければならないこと。 (3) 施設の外部に備え付ける広告物等は、人の性的好奇心をそそるおそれがあってはならないこと。
4. 建築予定地の位置に 関すること。	(1) 住宅密集地に位置する場合は、特に周辺的生活環境に違和感を与えるものであってはならないこと。 (2) 通学路に接し、又はスクールゾーンに位置する場合には、特に青少年の好奇心をそそるものであってはならないこと。
5. 総合的審査事項に 関すること。	(1) 外観、内部形態、位置等から総合的に判断し周辺の住環境と不調和でありかつ青少年の健全育成を阻害するものであってはならないこと。 (2) 事業者の営業方針が善良な風俗及び良好な生活環境の保持に支障を及ぼさないものであること。
(備考) 審査事項2の審査基準(6)、(7)については、これらに適合しない場合であっても第1条に規定する目的に照らして支障ないと認められるときは、総合的審査には適合するものとする ことができる。	

(様式第1号)

事前協議申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

申請者氏名

印

旅館業営業許可指導要綱第3条の規定により、旅館等の（ ）に係わる事前協議の申請をいたします。

- 1 主要用途
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地

(注1) ()内については、新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更のいずれかを記入すること。

(注2) 個人が届出をする場合は、記名押印に代えて、署名によることができる。

(添付資料)

- 1 旅館等の名称及び所在地を明らかにする書類
- 2 構造設備の概要を記載した書類
- 3 用途地域図
- 4 付近見取図（旅館等の敷地から300mの区域内の現況を明示したもの）
- 5 配置図（駐車施設を含む。）
- 6 立面図
- 7 平面図
- 8 玄関及び帳場又はフロント周囲の鳥瞰図
- 9 完成予想図（色彩を明示したもの）
- 10 広告物及び屋外照明設備等の形状及び色彩並びに設置場所を明示したもの
- 11 事業者の営業方針を明らかにする書類

(様式第2号)

180 cm以上

この土地に建設予定の		についてのお知らせ		(完成予想図)
建築敷地の地名地番				
用途				
敷地面積 m^2				
規模				
地上		階(高さ)		m)
地下		階		
建築面積 m^2 延面積 m^2				
着工予定 年 月				
建築主 (住所)				
(氏名) 電話 ()				
設計者 (住所)				
(氏名) 電話 ()				
施行者 (住所)				
(氏名) 電話 ()				
標識設置年月日 年 月 日				
この標識は、千葉市旅館業営業許可指導要綱に基づき設置したものであります。				

90
cm
以上

(様式第3号)

事前協議通知書

年 月 日

様

千葉市長

印

年 月 日付けで事前協議の申請のあった下記施設については、審査の結果適当と認めたので通知します。

記

名 称	
所 在 地	

なお、建築に当たっては、次の事項に留意すること。

1.

2.

3.

構造設備概要書

名称：

所在地：

用途地域：住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・その他（ ）

1. 建築構造・面積

建築物の構造	敷地面積	建築面積	延べ面積	使用面積
造 階建	m ²	m ²	m ²	m ²

2. 客室の状況

和室	室	洋室	室	合計	室	定員	名
(内訳記入欄)							

記入方法：面積（タイプ）別・和洋室別に記入のこと。面積算定については、内法寸法とし、客室に便所・風呂等がある場合は、それらの面積も含めること。

